

子ども家庭支援センター

議案第49号

港区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例について

子ども家庭支援センターの位置を変更するとともに、利用者サービスの充実を図るため、事業を拡充し、施設の休館日及び開館時間を変更します。

1 内容

(1) 位置 (第3条)

位置を変更します。

港区三田一丁目4番10号 → 港区南青山五丁目7番11号

(2) 事業 (第4条)

子育てひろば事業等を拡充するため、規定を整備します。

子育てに係る地域活動の支援に関すること。

→ 子ども及び家庭の支援に係る活動の推進に関すること。

子ども及び家庭並びにそれらを支援する者の相互交流に関すること。

(3) 休館日 (第5条)

年末年始(1月1日から同月3日まで及び12月31日)は休館日とし、それ以外の日は開館とします。

日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで)

→ 年末年始(1月1日から同月3日まで及び12月31日)

(4) 開館時間 (第6条)

開館時間を変更します。

午前9時から午後5時まで(火曜日及び木曜日については、午前9時から午後7時まで)

→ 午前8時30分から午後6時まで

(5) 利用できるものの範囲 (第7条)

子育てひろば事業等を拡充するため、規定を整備します。

区内で子育てに係る地域活動を行い、又は行おうとする個人又は団体

→ 区内で子ども及び家庭の支援に係る活動を行い、又は行おうとする個人又は団体

2 施行期日

区規則で定める日(令和3年4月1日予定)